

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正について

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第13条」を「第11条第1項」に改める。

第9条を削り、第8条を第9条とする。

第7条中「第5条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条第1号中「前条各号」を「第6条各号」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第7条 第5条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第11条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

第13条に次の4項を加え、同条を第11条とし、第14条から第19条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者にグラウンドの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 南グラウンドの利用料金の限度額

| 時間区分 | | 午前 | 午後 1 | 午後 2 |
|--------------------------------|-----|------------------------|-------------------|-----------------------|
| | | 午前 9 時から午前 11 時 30 分まで | 正午から午後 2 時 30 分まで | 午後 3 時から午後 5 時 30 分まで |
| アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合 | 一般 | 13,500円 | 13,500円 | 13,500円 |
| | 生徒等 | 9,450円 | 9,450円 | 9,450円 |
| その他の場合 | | 67,500円 | 67,500円 | 67,500円 |

2 北グラウンドの利用料金の限度額

| 時間区分 | | | 午前 | 午後 1 | 午後 2 | 夜間 |
|-------|----------------------------|---------|------------------------|-------------------|-----------------------|------------------|
| | | | 午前 9 時から午前 11 時 30 分まで | 正午から午後 2 時 30 分まで | 午後 3 時から午後 5 時 30 分まで | 午後 7 時から午後 9 時まで |
| グラウンド | アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合 | 一般 | 13,500円 | 13,500円 | 13,500円 | 10,800円 |
| | | 生徒等 | 9,450円 | 9,450円 | 9,450円 | 7,560円 |
| | その他の場合 | 67,500円 | 67,500円 | 67,500円 | 54,000円 | |
| 照明設備 | | | 1 時間につき 1,180円 | | | |

別表備考 3 中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考 4 中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に改め、同 4 (1) から (4) までの規定中「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考 5 中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考 6 中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考 7 中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考 11 中「使用料の」を「利用料金の限度」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例第11条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。